

## 連載

## 欧州から (6) 音楽祭とコンクール

*Hiromi J. Ishii*  
City University UK  
Dept. of Music

## 概要

この連載記事は主に欧州における現在の電子音響音楽に関する様々な活動や問題を電子音響音楽と一般社会、電子音響音楽と教育、電子音響音楽と現代音楽界などの観点からレポートしていく。

This article-series reports today's issues and activities associated to electroacoustic music in Europe from the viewpoints of "electroacoustic music and general society" "electroacoustic music and education" and "electroacoustic music and contemporary music society".

## 1. 増える公募メール

最近公募メールの数が増えている。昨年11月からの一年間で筆者の元に届いた公募メールは計814件に達した。実際に公募の数が増えているのだろうか。それら音楽祭やコンクールの実態はどのようなのだろうか。今回はこれらの問題について考察していく。まず公募メールについては、

1. 実質上数が増えている
2. マルチポストが増えた
3. 発信者自身が繰り返しメールしている

などが考えられる。1. については電子音響音楽全体が盛んになってきている昨今、実際の音楽祭・コンクール数が増えていることが考えられる。実際に”第一回”、”第三回”といった若い回数数の公募も目立った。2. については筆者が関わる団体が増えたため、という点も考察してみたが、公募情報をメールして来る団体は幾つかに限られているのでこれは意外と当たらないようだ。団体のネット同士のリンクが進んで自動的に回送されてくる、という要因の方が強い。同一公募メールのマルチポストについては5回程度は普通であった。3. については、以前なら広告費用がかかったのが現在ではインターネットへのリンクで簡単に公募情報が発信出来るため開催者が繰り返し reminder をメールしていることが考えられる。ある公募では reminder や final

call を含めて同一イベントに対するメールが25回に及んだ。

内容としては、数の多い順に挙げると、音楽祭やコンサートへの作品・パフォーマンス・プロジェクトの公募270、カンファレンスへのペーパーやデモの公募224、コンクールの公募132、レジデンスや助成金への公募98、就職関係の公募90であった。その他奨学生の募集、ただの(奨学金無しの)学生募集、イベントへの(観客としての)招待、研究への協力者あるいは被験者募集などがあったがこれらは上記の814件にカウントしていない。

注目されるのは作品公募についてペーパーの公募が多いことで、作品とペーパーを同時に募集するという公募も目立った。今日の電子音響音楽作曲が背景となる研究と結びついて成立しているということの証明でもあるだろう。作曲家がただ作曲するだけの時代は終わった、ということかもしれない。

## 2. 公募側の実態

無差別無整理に送られて来るこれらの公募メールについて、特に公募発信者側の姿勢に対する疑問が起こったので記したい。

まず、これらの公募の中には実質的にはクローズであるものすら含まれていることがある。興味を持って問い合わせてもフォームが送られて来ない。よく調べると開催国内や地方での電子音響音楽活性化を目的としたクローズな音楽祭であったりする。この場合なぜ地域クローズのはずの公募メールが全世界中にばらまかれているのかということが問題であろう。フォームが来なければ応募しないからよいが、フォームの有無に関係なければ世界中からの応募があるだろう。銀行口座などの明記が有れば参加費すら振り込まれる可能性がある。しかし対象が国内や地方の作曲家であればもちろん主催者はこれらの作品は取り上げない。問題なのは主催者の意図と情報の公開度とのギャップ、また公募内容の文面である。実質上クローズでありながら、クローズとは明言しない。曖昧にしておくことで『際立って素晴らしい作品

が送られて来るかもしれない』可能性を残しておこうとするからだ。しかし一方では記述が曖昧なため、発信者が必要とするのはたった5曲程度であるのに200曲もの応募作品を受け取ってしまい対応できないといった事態も起こって来る。手持ちの作品群に加えてあと数曲の作品があればこと足りるという程度なら公募の必要は疑わしい。小さな公募メールのつもりでも回送による回送で様々な団体から半日のあいだに3度も4度も送られて来る昨今だ。公募を発信する主催者もどのような事態が起こるか想像しておく必要がある。

受け取る公募メールはすべて機械的に回送するというネットオーナー達の姿勢にも問題がある。今の世の中、発信者は公募内容に「誰を対象とした」「何を目的とした」プロジェクトであるのかを説明する必要があるのではないだろうか。またそういった明快な公募であれば、リンクする他のネットのオーナーがその会員達にクローズである公募を回送するという余計な手間も避けられよう。もちろんメールが回送されなければ音楽祭の存在を知らせるといった宣伝効果は制限されるが、これは公募とは別の問題であろう。『公募』という形を借りての実質上の宣伝行為は好ましくない。応募者達は採用の対象外であることは知らずに郵送料をかけて貴重な作品を送る。場合によっては参加費を振込む。主催者はこれらの中世から送付される最近の作品達という膨大な情報をタダで簡単に受け取りながらこれらに対して何の対応もしない。受け取りのコンファメーションすらない。これではほとんど犯罪に近い。実際に大々的な公募をしておきながら音楽祭のプログラムにそれらはほとんど含まれておらず、主催団体会員を主体とした作品発表の場となっている音楽祭もあった。公募が大々的なので音楽祭の存在はよく知られるところとなっている。これなどはほとんど悪質な宣伝行為と言われても仕方がなかろう。

### 3. 問われる主催者側のプロ意識

公募の中には、学生院生レベルの個人が論文のための資料欲しさに作品を公募するというケースも見られた。博士論文であれば是非協力してあげたいと思うが、問題は公募発信者の作品に対する管理意識であろう。インターネットを通じて世界中のプロの作家に安易にお願い出来、場合によっては安易に貴重な作品のコピーを手に入れられるだけに、作品を提供してくれた作家達に対しての連絡や説明はプロジェクトの最後まで礼を尽くして行なって欲しいものだ。指導教官にもこういったことのマナーに関する学生への指導を期待したい。

また学生による公募はともかく一般の音楽祭公募でも、オリジナルと同等のクオリティでの作品送付を要求している場合は応募作品群の将来について一筆欲しいものである。例えば「送付された作品は入選如何に関わら

ずすべてライブラリーに管理される」とか、「入選作品のみライブラリーに保管されそれ以外は何日付をもって破棄される」とか、「返送を希望する場合は送料を」とか。また、ひとつのストリームにするためコンピュータのHDに一度コピーを取るが後に責任を持って消去するとか、あるいはコピーは一切取らないなどという明記があるのも音楽祭のプロフェッショナル性であろう。音楽祭、コンクールともども著作権に関する明記は是非して欲しいものだ。

主催者側のプロとしての意識という点では次のような問題もあった。招待といいながら「参加費をタダにします」という程度のもはよくあることだが、筆者の周囲ではプロとしてかなりのキャリアと知名度の有る作曲家に対しても「講演させてやる」的態度の新興シンポジウムがあり、講演料を全く支払わないで誤摩化するというケースもあった。労働基準法によれば最低の日当保障というのがあるので、プロとして社会的に認識されている人物にタダ働きさせたこの場合、法的に強制支払い命令を出させることが出来るという。この場合などは発足したての某学部主催の第一回シンポジウムということで公募や企画は大々的であったが、主催者が新参者であるため認識不足が明らかで、学生の発表もプロの講演も対応がごた混ぜ状態であり、シンポジウムを開催する側にも資格試験を受けさせる必要があるのではないかと思われた。

大学が主催している場合、大学間の競争という背景事情がある。自分の学生が優秀な成績を挙げて伸びて行けば、学部はより多くの予算がもらえる。世界のレベルを知る情報集め的手段として、コンサートシリーズや音楽祭を行ない、作品を公募する。集まった作品群を通して世界のトップクオリティや最先端の動向を知り、これに学生達を近づけて行こうと教育する。この手段は新体制でスタートしたばかりのインスティテュートによくあるパターンだ。

### 4. メール受信側の自衛

既に触れたが、公募メールのネット内への回送の可否はネットオーナーの責任であろう。自分の団体への情報の流通は会員の創作活動の支援という点で大切だが、一方で彼らの作品を怪しげな公募から保護する必要もある。著作権に関する意識の低さが明らかであったり、クローズであるのが分かっていたりする場合、機械的な回送ではなく注意を喚起するコメントが必要であるかもしれないし、オーナーから発信者への問い合わせが必要かもしれない。またどこへ作品を送付すればよいのか、どこへ参加費を振り込めば良いのか、大事な情報が抜けている公募もしばしば見られた。これもネットオーナーは自ネットへの回送前に発信者への問い合わせをする必要

があるだろう。

一方、応募者の側が公募者のクオリティを判断する知恵も必要になってくる。例えば要求されるフォーマットなどによっても主催者側の意識が判断出来る。オーディオヴィジュアル作品で、作品規定15分以内としているのに、200MB 以内でアップロードせよなどというのであれば、映像のクオリティに関する公募者の意識が大いに疑問である。オリジナルデータサイズ 22GB にも及ぶ作品を YouTube 程度のクオリティで審査するのだろうか。

最後に、メールの中には『公募』と題目をつけておきながら実際には主催公演への『参加』を呼びかける内容のもの（つまりお客さんとしてチケットを買って来てくださいという意味）もしばしば見られた。作品の公募なのか主催公演へのお誘いなのか、メールからはさっぱり要領を得ず、リンクされた HP へ行き公募全文を最後まで読んで初めて理解出来るというのでは、あまりいただけない。叛乱する公募情報の中、メール文面を通して主催内容の質まで察することができるようになるというウラワザも、受け手の自衛手段として必要かもしれない。

## 5. 著者プロフィール

### 石井 紘美 (ヒロミ・イエンチ・イシイ)

博士 (PhD. 電子音響音楽作曲/音響美学)。ドイツ電子音響音楽協会、英国 SAN 会員。武蔵野音楽大学研究員を経て音響技術専門学校、尚美大学講師ののち、'98年よりドイツ・ドレスデン音楽大学上級課程にてヴィルフリート・イエンチに電子音響音楽を師事。Konzert Examen (ドイツ・プロ音楽家資格試験) 合格後、2001年より ORS 英国大学長副大学長協会奨学金を得て英国シティ大学にてサイモン・エマーソン、デニス・スモーリーの指導のもと『日本伝統音楽との関係における電子音響音楽作曲』のテーマで博士研究。CYNETart、フロリダ電子音響音楽祭、英国 SAN・EXPO966、北京 CEMC、Musica Viva、ベルギー Musiques&Recherches、オランダ・ガウデアムス、イタリア EMU 祭など様々な音楽祭や音楽週間にて作品が演奏されている。西ドイツ放送、中部ドイツ放送、ベルリン放送、またベルギー、ポーランド、オランダでも作品が紹介されている。2006年 ZKM ゲスト・コンポーザー。現在ケルン郊外に在住、アブストラクト映像と電子音響音楽による Visual Music のキュレーターとして活動、これまでに CYNETart、ZKM、ベルリン工科大学、エッセン芸術大学、またポルトガル、ヴェネズエラにて公演を行なっている。